

評価事業の対象等

1. 評価事業の対象

評価事業の対象は、営繕工事において使用される建築材料・設備機材等（以下「材料等」という。）で、次のいずれかに該当するもの。

- （１）「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（以下「**標準仕様書**」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（以下「**改修仕様書**」という。）に品質・性能等が十分に規定されている材料等のうち、当協会が指定するもの。

ただし、次に掲げる材料等を除く。

- （イ）産業標準化法第３０条に基づく適合の表示のあるもの。（標準仕様書及び改修仕様書で規定された品質性能等が、この表示のみでは確認できないものを除く。）
（ロ）農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第１４条に基づく格付の表示のあるもの。（標準仕様書及び改修仕様書で規定された品質性能等が、この表示のみでは確認できないものを除く。）

- （２）営繕工事において使用する材料等のうち、標準仕様書及び改修仕様書において、品質性能等が規定されていない材料等又は十分に規定できない材料等のうち、次のいずれかに該当するもので、重要と認め、協会が指定するもの。

- （イ）機能上重要なもの
（ロ）意匠に密接に関わるもの
（ハ）製造業者間の品質性能の差異が大きいもの
（ニ）その他必要と認められるもの

- （３）保守管理の必要性の高いもののうち、重要と認め、協会が指定するもの。

- （４）国土交通省が実施した建築に係る「建設技術評価」に関するもので、協会が指定するもの。

2. 評価名簿の取扱い

- （１）記載内容が評価書の記述と異なる場合は、評価書の記述が優先する。
（２）名簿に記載されている申請者であっても、評価の取り消し等の処分を受けた者は無効とする。
（３）名簿に記載されていない申請者であっても、当該名簿の発行以降に評価を受けた申請者（協会のホームページに公表）は、評価名簿に記載されているものと同等とする。
（４）当該工事場所が「納入地区およびアフターサービス地区」に含まれる場合に有効とする。